

熔融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準

1 目的

この基準は、本市の西部清掃工場及び天竜清掃工場で生成される熔融スラグ（以下「スラグ」という。）を使用し、建設資材として利用されるスラグを再掘削することによって生じる建設副産物（以下「建設副産物」という。）の再利用又は処分する場合の取扱いについて、スラグを建設副産物における「原材料として利用可能性があるもの」と位置付け（別紙 図—1、2参照）、次のとおり定めるものとする。

2 適用品目

本基準は、スラグを使用した次に掲げる建設資材から生じる建設副産物について適用する。

- (1) 加熱アスファルト混合物
- (2) 透水性土系舗装
- (3) コンクリート二次製品
- (4) 熔融スラグ入り改良土
- (5) 埋め戻し材

3 建設副産物の取扱い

(1) 加熱アスファルト混合物・透水性土系舗装・コンクリート二次製品

再掘削したものは、「浜松市熔融スラグ有効利用ガイドライン」に定める品質を満たすものを「原材料として利用の可能性があるもの」と位置付け、再資源化に努めるものとする。処分する場合は、「がれき類」として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める方法により適正に処理を行うものとする。

(2) 熔融スラグ入り改良土・埋め戻し材

再掘削したものは、「浜松市熔融スラグ有効利用ガイドライン」に定める品質を満たすものを「原材料として利用の可能性があるもの」と位置付け、再資源化に努めるものとする。

やむを得ず処分する場合は、熔融スラグだけに分別できるよう再掘削し、性状により「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める方法により適正に処理を行うものとする。ただし、掘削時に発生する土砂と分別不可分となった熔融スラグについては、一般的な土砂に相当すると認められる外観である場合に限り、建設発生土に準じた取扱いとする。

4 基準の見直し

本基準については、今後スラグの取扱いに関する環境省等の通知があった際には見直すこととする。

5 適用年月日

令和7年 4月 1日から適用する。

附則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

附則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年9月20日から施行する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。